

- ・ 加入者（被保険者）の中に40～64歳の方がいる世帯..... + + の合計額
- ・ 加入者（被保険者）の中に40～64歳の方がいない世帯..... + の合計額

医療分保険料...全ての世帯にかかります。

平等割		均等割		所得割	=	年間保険料 最高限度額 54万円
1世帯当たり 30,964円	+	被保険者数 × 21,362円	+	算定基礎 ¹ 所得金額 × 8.19%		

(特定世帯 平等割：15,482円
 特定継続世帯平等割：23,223円)²

後期高齢者支援金分保険料...全ての世帯にかかります。

平等割		均等割		所得割	=	年間保険料 最高限度額 19万円
1世帯当たり 11,338円	+	被保険者数 × 7,822円	+	算定基礎 ¹ 所得金額 × 2.99%		

(特定世帯 平等割：5,669円²
 特定継続世帯平等割：8,504円)

介護分保険料...被保険者の中に40歳から64歳の方（介護保険第2号被保険者）がいる世帯にのみかかります。

平等割		均等割		所得割	=	年間保険料 最高限度額 16万円
1世帯当たり 7,874円	+	介護保険第2号被保険者数 × 9,795円	+	算定基礎 ¹ 所得金額 × 2.69%		

1 算定基礎所得金額については次のとおり計算します。

算定基礎所得金額 = 平成29年中総所得金額等 - 33万円

世帯の所得割は、被保険者(介護分保険料の所得割は介護保険第2号被保険者)ごとに計算した所得割の合計額となります。

2 国民健康保険から後期高齢者医療制度へ移行した方（以下、「特定同一世帯所属者」といいます。）がいる世帯で、その世帯の国保の加入者がおひとりの場合は、医療分保険料と後期高齢者支援金分保険料の平等割が、5年間1/2減額（特定世帯）となり、その後、3年間1/4減額（特定継続世帯）となります。ただし、世帯主の変更を伴う異動があった場合は、上記の経過措置の対象外となります。